

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る」というコーポレートビジョンを具現化するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと認識し、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、お客様に満足していただけるサービスの提供、経営責任と説明責任の明確化、透明性の高い経営体制の確立および監視・監督機能の充実に努め、企業価値の最大化を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

以下、「本報告書」で使用する用語の定義は次のとおりとします。

- ・「経営会議」とは、代表取締役グループCEO ファウンダー・代表取締役会長兼CEO・代表取締役社長兼COOの3名で構成される会議体をいいます。
- ・「経営陣幹部」とは、代表取締役および業務執行取締役をいいます。
- ・「経営陣」とは、代表取締役、取締役、執行役員、理事をいいます。

＜補充原則2-5-1: 内部通報制度の窓口＞

当社は、公益通報者保護法・内部通報制度規程に基づき、社内には内部通報窓口を設置しており、定期的に監査役会に報告する体制を構築しております。これにより、現時点では適切に機能しておりますが、経営陣から独立した窓口を設置することについては今後の検討課題といたします。なお、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律は整備しております。

＜原則3-1(v): 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明＞

社外取締役・社外監査役の選任理由につきましては、株主総会招集通知の参考書類および本報告書の「2.1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役関係】および【監査役関係】」に開示しておりますので、ご参照ください。

社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましては、来年度から株主総会招集通知の参考書類において当該候補者の選任理由を開示いたします。なお、当社の株主総会招集通知は当社ホームページにおいて開示しております。

(<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/>)

＜原則4-2: 経営陣の報酬のインセンティブ付け＞

取締役会は、堅実な単年度業績の積み上げが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと考えており、経営陣に単年度毎の業績に対する責任を持たせることを方針としております。このような方針の下、経営陣の報酬は単年度毎の業績等を評価して決定しております。

＜補充原則4-2-1: 経営陣の現金報酬と自社株報酬＞

当社は、事業環境の変化の速さに合わせ、事業体制を迅速かつ柔軟に変化させておりますので、単年度で区切る現金報酬が経営陣の実績を適切に反映できるものであると考えます。なお、当社の業績に応じて年次賞与を支給しております。

＜補充原則4-10-1: 経営陣幹部・取締役の指名・報酬に関する任意の仕組みの採用＞

経営陣幹部・取締役の指名・報酬の決定は、経営会議にて公正な審議を経ております。独立社外取締役3名は、取締役会における審議の場を通じて、適宜、経営陣幹部や取締役の指名・報酬に関わる事項についての発言をしており、適切に機能しております。このような現行の体制により、任意の諮問委員会等の設置はしていませんが、取締役会の機能の独立性・客観性が十分に確保されていると考えております。

＜補充原則4-11-3: 取締役会の実効性に関する分析・評価＞

取締役会は、取締役会の実効性を高めるために、社外の意見を経営に生かす仕組みを整備しております。具体的には、代表取締役会長と監査役、代表取締役会長と社外取締役で構成する「意見交換会」を設置し、年に3～4回程度開催しております。

今後は、さらに実効性を高めるために、取締役会の実効性についての分析・評価の方法およびその結果の概要に係る開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜原則1-4:政策保有株式に関する方針＞

1. 政策保有株式の基本方針

当社は、当社との間の取引拡大が期待できるなど中長期的に当社の企業価値の向上に資する企業との関係強化を目的として保有しております。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、保有先企業との業務上の関係や必要に応じて実施する対話をもとに、当該企業の個別状況を踏まえた上で、当該企業の中長期的な企業価値の向上の観点から判断を行い、議決権を行使いたします。

＜原則1-7:関連当事者間の取引＞

関連当事者との取引が発生する場合には、法令等の定めおよび取締役会規程に従い、取締役会にて内容を審議の上、承認を行っております。

＜原則3-1:情報開示の充実＞

1. 経営理念・コーポレートビジョン・CSR・経営計画

当社は、経営理念・コーポレートビジョンのもと、公正な競争を通じて利潤を追求すると同時に、社会に信頼される有用な存在であることが、企業の果たすべき社会的責任であると考えます。また、経済・社会への発展に貢献するために、責任ある企業市民の一員として高い倫理をもって、持続的な企業価値の向上に向けて行動します。

現在、当社では、年次計画、中期経営計画など、会社として達成すべき目標を社内で明確化し、目標達成を目指して取締役会の指揮の元、経営陣を筆頭に全社一丸となって取り組んでおります。

〔経営理念〕

（経営の基本理念）

お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る。

（経営の目的）

（1）お客様企業へのコミットメント

- ・常に世の中の技術動向を把握し、人と技術の融合により品質と価値の高いサービスを継続的に提供する。
- ・お客様に信頼される真のパートナーシップを構築する。

（2）社員へのコミットメント

- ・社員は無限の可能性を秘めた最大の資産であり、個人の成長に必要な教育支援を惜しまない。
- ・機会は公平に与え、実績と能力によって適正な報酬と新たな成長の機会を提供する。

（3）社会・株主へのコミットメント

- ・グループの成長により株主価値を高めるとともに、社会の進歩に貢献する。

〔コーポレートビジョン〕

（事業の原点:People & Technology）

トランスコスモスの事業の原点は、人と技術を「仕組み」で融合し、価値の高いサービスの提供を実現することです。

Peopleはきめ細やかな対応が出来る専門性の高い人材を、Technologyはお客様に価値を提供できる全世界の最先端な技術を意味します。

トランスコスモスは、「人と技術」を組み合わせる最も適したビジネスプロセスを作り出すというこの創業の原点を、今も将来も磨き続けていきます。

（サービス理念:Operational Excellence）

トランスコスモスは、グローバル市場の多様性に対応してそれぞれの市場に最適な「人と技術」を選び出し、卓越した業務オペレーションを確立します。

スピード・コスト・正確さを実現するオペレーション力によって、お客様企業のビジネスプロセスが高い競争優位性を持ち、競争力の源泉にまで高められる状態を、私たちはOperational Excellence（オペレーショナル・エクセレンス）と呼んでいます。

トランスコスモスは、お客様企業のビジネスプロセスを最適化し、変革を促すBPOベンダーとして、このオペレーショナル・エクセレンスをサービス理念として掲げます。

（企業メッセージ）

トランスコスモスは、オペレーショナル・エクセレンスを継続的に実践し、グローバルレベルでの徹底したコスト効率と業務品質を追求します。

先端ITを駆使したリアルタイムマーケティングにより、カスタマーエクスペリエンスを向上させ、お客様企業の優良な商品・サービスを、世界の消費者にお届けします。

その思いを込めて「Your Global BPO Partner. あなたの、グローバルBPOパートナーを目指して。」を企業メッセージにしました。

〔環境・社会貢献活動の方針〕

責任ある企業活動を行い、経済・社会の発展に貢献していくこと。つまり企業の社会的責任（CSR）を果たすことは、当社のステークホルダーの皆様へ信頼され、お客様にとって価値あるビジネスを継続していくうえで不可欠だと考えています。そうした思いのもと当社は、環境・社会貢献活動を展開しています。なお、当社のCSR活動は当社ホームページにおいて開示しております。

[中期経営計画]

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、今後も引続き、諸施策に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

サービス理念として、オペレーショナル・エクセレンスを掲げ、それを継続的に実践することで、お客様の「Your Global BPO Partner」になることを目指します。

中期経営計画は、当社ホームページに掲載の第30回定時株主総会招集ご通知P.18～P.19「中期経営計画等」をご参照ください。

(<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/>)

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

[コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方]

本報告書の「1. 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に掲載しておりますので、ご参照ください。

[コーポレートガバナンスに関する基本方針]

a. 取締役会の役割

取締役会は、企業価値・株主共同の利益の持続的・継続的な向上をめざします。

上記の目的を達成するため、取締役会は、トランスコスモスグループの経営の基本方針を議論・決定し、経営陣の業務の執行を監督します。

前項の「経営の基本方針」には、中期経営計画等を含み、取締役会においては、法令、定款、取締役会規程および稟議規程に定める決議事項に加えて、経営の基本方針に関する戦略的な議論にも焦点を当てるものとします。

b. 取締役会の構成および規模

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成します。

取締役会においては、意見の多様性および効率的な運営の両立を確保する必要があることを考慮して、取締役会の員数は、監査役を含み22人以下の適切な人数とします。

c. 社外取締役の適性

社外取締役候補者は、後記d.に定める独立性の判断基準に加え、以下の事項を充足する者とします。

- (1) 社外取締役候補者が、その人格および見識において優れた者であること
- (2) 社外取締役候補者が、会社経営、財務会計、政策立案等の分野で実績を有する者であること
- (3) 社外取締役候補者が、当社の事業領域を理解できる者であること

d. 社外取締役の独立性の判断基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断します。

- (1) 当該社外取締役が、現在、業務執行取締役または従業員もしくは重要な使用人として在職している会社が、製品や役務の提供の対価として当社から支払いを受け、または当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当たり、いずれかの会社の売上高の2%を超える場合
- (2) 当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当たり、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入または経常収益の2%を超える場合
- (3) 当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当たり、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入または経常収益の2%を超える場合
- (4) 最近において、当該社外取締役が、上記(1)から(3)までのいずれかに該当していた場合
- (5) 当該社外取締役の2親等以内の近親者が、現在において、当社もしくは当社子会社の業務執行取締役または従業員もしくは重要な使用人として在職している場合、または上記(1)から(4)までのいずれかに該当する場合

e. 株主との対話

取締役会は、企業経営をめぐる環境が変化する中、株主の考え方を理解し当社の中長期の経営方針や企業価値に関する理解を深めてもらうため、様々な株主との対話を促進します。

f. 取締役会資料の事前配布

取締役会における充実した議論を実現するために、議題に関する資料は、取締役会に十分に先立って取締役・監査役に配布されます。ただし、特に機密性の高い案件については、資料を事前に配布せずに取締役会において議論を行う場合があります。取締役会での議論や資料の機密性を保持するために、取締役・監査役は当該情報の取扱いに十分に注意します。

g. 取締役の独立専門家へのアクセス

取締役会は、必要な場合、会社の費用で外部の独立専門家にアドバイスを求めることができます。

h. 内部統制

当社および当社グループ全体の内部統制の充実、株主の皆様の信頼を得る重要な要素であり、取締役は、内部統制に関連した取締役会決議に基づき、法令と倫理の遵守、事業の有効性・効率性および財務報告の信頼性のために必要な体制を整備し、これを有効に機能させます。

監査役および監査役会は、内部統制の整備・運用状況を監査します。

i. 利益相反

取締役は、当社の利益に反して、自身または第三者の利益を追求いたしません。

上記の意図がない場合でも、取締役は、取締役会の承認を得なければ、会社法が定める利益相反取引および競業取引を行いません。

上記の取締役会決議において、決議事項に特別な利害関係(個人的な利害関係のほか、当社外の職業上の利害関係を含む)を有する取締役は、決定に加わりません。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、中期経営計画の目標を達成させるために単年度毎の業績に責任を持たせることを目的として、個々の単年度毎の実績等を評価して決定しております。経営陣幹部・取締役(社外取締役を除く)の報酬の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役で構成する経営会議が、経営陣幹部・取締役の実績等を公正に評価した上で決定しております。社外取締役は固定給としております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会は、経営陣幹部や取締役・監査役候補者が当社の事業領域に対する豊富な経験・深い知識、リーダーシップ、経営に関する知見、高度な倫理観を有していることを踏まえ、個々の実績・適性等を総合的に考慮して選任・指名しております。経営陣幹部や取締役・監査役候補の選任・指名は、代表取締役で構成する経営会議の審議を経た上で、独立社外取締役を含む取締役会によって決定しております。ただし、監査役候補については監査役会の同意を得ております。

<補充原則4-1-1: 取締役会から経営陣への委任の範囲の概要>

当社は、取締役会規程および稟議規程等において、当社グループにおける重要性・リスク等を総合的に勘案するとともに、適宜、金額基準を設定するなどにより、取締役会決議事項を定めております。取締役会は、経営陣から提案される経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を行います。

<原則4-9: 独立社外取締役の独立性判断基準>

社外取締役の当社からの独立性に関する基準につきましては、前記「原則3-1 コーポレートガバナンスに関する基本方針」中の「d. 社外取締役の独立性の判断基準」をご参照ください。

<補充原則4-11-1: 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と規模に関する考え方>

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成しております(取締役会の規模に関する方針は、前記「原則3-1 コーポレートガバナンスに関する基本方針」中の「b. 取締役会の構成および規模」を、選任に関する方針・手続きは、前記「原則3-1 4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」をご参照ください)。

<補充原則4-11-2: 取締役および監査役の兼任状況>

当社は、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その者が当社の役員業務を遂行できることを条件として選任し、各期事業報告において兼任状況を毎年開示しております。

<補充原則4-14-2: 取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

当社は、社外役員が当社の経営理念、事業戦略、財務状況、組織等を理解するための導入研修を実施しております。また、コンプライアンス研修・法務研修や外部講師を招いた取締役勉強会等を適宜開催しております。

<原則5-1: 株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。株主との対話の取組については、以下のとおりです。

- 取締役CFOが担当しております。
- 取締役CFOが対話を補助する間接部門を統括し、財務、非財務情報について連携しております。
- 個別面談以外の対話方法として、決算説明会、当社ウェブサイトからのIR情報を配信し、株主との関係を充実して参ります。
- 取締役CFOが、株主との対話において把握された株主の意見・懸念について精査し、必要に応じて取締役会に報告いたします。
- 対話においては、法令および社内規程の内部取引管理規程に従い、インサイダー情報には十分留意しております。

なお、当社のディスクロージャーポリシーは当社ホームページにおいて開示しております。

(<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/management/disclosure.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)

奥田 耕己	7,498,800	15.37
奥田 昌孝	5,910,368	12.11
公益財団法人奥田育英会	1,753,320	3.59
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,576,887	3.23
平井 美穂子	1,463,584	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,386,600	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,003,000	2.06
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	821,797	1.68
有限会社HM興産	722,000	1.48
BBH FOR BBHSTIA NOMURA FUNDS IRELAND PLC / JAPAN STRATEGIC VALUE FUND	619,200	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

- (1)当社は、自己株式7,656千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主の状況から除外しております。
- (2)野村アセットマネジメント株式会社から、平成27年10月21日付で提出された変更報告書により、平成27年10月15日(報告義務発生日)現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年9月30日時点における同社の実質所有株式数の確認ができなため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株式数	割合(%)
野村アセットマネジメント株式会社	3,234,100	6.63%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、上場会社である株式会社Jストリーム(*1)および応用技術株式会社(*2)の親会社であります。当社はこれら子会社の独立性・自主性を尊重しております。

(*1) 株式会社Jストリームは、インターネット動画配信、リッチコンテンツ制作等を主な事業としており、その株式を東京証券取引所マザーズに上場しております。なお、当社の同社に対する議決権比率は、53.78%であります。

(*2) 応用技術株式会社は、CAD、GIS、数値解析等のITを活用したSIを主な事業としており、その株式を東京証券取引所JASDAQに上場しております。なお、当社の同社に対する議決権比率は、60.22%であります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

17 名

定款上の取締役の任期

1 年

取締役会の議長

会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数

16 名

社外取締役の選任状況

選任している

社外取締役の人数

4 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
夏野 剛	他の会社の出身者									○		
吉田 望	他の会社の出身者				▲							
宇陀 栄次	他の会社の出身者											
オーウェン・マホニー	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
夏野 剛	○	独立役員として指定している夏野社外取締役は、株式会社KADOKAWA・DWANGOの取締役に就任されており、また、当該会社には当社代表取締役会長兼CEOであ	夏野社外取締役は、上場企業での取締役経験者としての見地およびインターネット業界における豊富な知識・経験を有しており、当社への経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を高めております。また、株式会社KAD

		る船津が社外取締役として就任しているため、社外役員の相互就任の関係にあります。	OKAWA・DWANGOと当社との間取引上の特別な関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
吉田 望		吉田社外取締役は、2013年9月30日まで株式会社takibiの代表取締役を兼職しており、当社は当該会社の主要な取引先であります。	吉田社外取締役は、企業経営等の豊富な知識・経験を有しており、客観的な立場から提案・助言をいただけることで、当社の経営に資するところが大きいと判断し、当社の社外取締役として選任しております。
宇陀 栄次	○	——	宇陀社外取締役は、企業経営等の豊富な知識・経験を有しており、当社への経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を高めるだけでなく、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
オーウェン・マホニー	○	独立役員として指定しているオーウェン・マホニー社外取締役は、株式会社ネクソンの代表取締役社長に就任されております。当社は同社との取引関係がありますが、その取引高は僅少であります。	オーウェン・マホニー社外取締役は、企業経営等の豊富な知識・経験を有しており、当社への経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を高めるだけでなく、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、内部監査室から内部監査結果の報告を受ける等、会計監査人および内部監査室と連携して監査を進めております。同様に、内部監査室と会計監査人は、定期的に会合を設け、特に内部監査結果および指摘・提言事項等について検討を行うほか、必要に応じ、随時意見交換を行っております。なお、当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 敏明	他の会社の出身者													
山根 節夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 敏明	○	——	中村社外監査役は、税理士としての豊富な知識・経験を有しており、当社への経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を高め、公正中立的立場から取締役の監視とともに提案・助言をいただけるだけでなく、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
山根 節夫	○	——	山根社外監査役は、長年にわたり警察関係の仕事に携わった豊富な知識・経験を有しており、当社への経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を高め、公正中立的立場から取締役の監視とともに提案・助言をいただけるだけでなく、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 5 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的としております。
平成17年度以降、新たに本制度で発行されたストックオプションはございません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスの状況にて役員報酬として取締役・監査役ともに社内および社外に分けて、それぞれの総額を開示しております。

取締役報酬の内容(平成27年3月期)
・取締役の年間報酬総額:366百万円(11名)
・社外取締役の年間報酬総額:55百万円(4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助する使用人を設置しております。

また、社外取締役の業務に必要な補助を実施しております。

取締役会の開催に関しては、社外取締役の経営に係る能力・見識が存分に発揮されることを期待し、社外取締役に對し事前に取り締役会資料を提供しております。社外監査役に対しても、同様に事前に取り締役会資料の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督および監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

(1)取締役会

当社は、平成16年6月開催の定時株主総会決議後、執行役員制を導入いたしました。取締役会が担っている「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会は「意思決定・監督機能」を担い、「業務執行機能」は執行役員が担うことといたしました。

具体的には、定例取締役会において、監査役4名の出席のもと、「当社グループの経営の基本方針の決定、執行役員の選任・解任、当社グループの業務執行の監督」などについて、監査役に積極的に意見を求める運営を行い、客観的・合理的判断を確保しつつ報告、審議、決議を行っております。なお、経営環境の変化に柔軟に対処するとともに、経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としております。

なお、第30期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における取締役会は、18回開催しました。

(2)監査役

監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を強化するとともに、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っております。具体的には監査役4名は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名(内、社外監査役2名)で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会および重要会議への出席や職務執行状況および経営状態の調査等を定期および随時行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。

また、監査役は、業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っております。

さらに内部監査室ならびにコンプライアンス推進部と連携し、監査結果や運用状況について報告を受けています。

第30期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における監査役会は、15回開催しました。

(3)会計監査人

会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、監査役および内部監査室とも連携し会計における適正性を確保しております。第30期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、荒尾泰則氏、大下内徹氏、長南伸明氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、会計士試験合格者5名、その他7名であります。

(4)内部監査体制

内部監査室を設け、期中取引を含む日常業務全般について、監査役、会計監査人とも連携して監視機能の強化を図っております。内部監査室は、会計、業務、事業リスク、コンプライアンス等の内部監査を定期的の実施しており、監視と業務改善に向けて、具体的な助言及び指導を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、適格な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督および監視を可能とする経営体制を構築し、現状の事業内容に応じたコーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制を構築することが重要であると考えております。当社としては、客観的で豊富な見識を有する社外取締役を含む取締役会と、取締役会から独立し、かつ社外監査役を半数以上とする監査役会によって、業務執行に対する監督・監視を行う現状の体制が最適であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月24日に開催した第30回定時株主総会においては、株主総会招集通知を株主総会開催日の21日前(平成27年6月3日)に発送いたしました。 また、発送前に当社ホームページにおいて、和文・英文ともに早期掲載しております(平成27年度においては同年6月1日に掲載)。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月24日に開催した第30回定時株主総会においては、集中日よりも2営業日前の午前に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームに掲載を行っております。
その他	株主総会招集通知は、東京証券取引所ウェブサイト(和文)、議決権電子行使プラットフォーム(和文・英文)および当社ホームページ(和文・英文)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページ(http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/management/disclosure.html)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間を通じて一定の頻度で、決算説明会を開催しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページ(http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/ および http://www.trans-cosmos.co.jp/english/ir/)において、決算短信、適時開示資料、電子公告、株主総会招集通知および決議通知、有価証券報告書などを掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/ および http://www.trans-cosmos.co.jp/english/ir/)において、決算短信、適時開示資料、電子公告、株主総会招集通知および決議通知、有価証券報告書などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報宣伝部、管理本部および経理財務本部に設置しております。	
その他	1,000株以上保有の株主を対象に株主優待制度を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は、持続可能な発展のために、お客様、取引先、株主、従業員、地域社会等のすべてのステークホルダーとの関係において、法令や社内規則の遵守はもちろんのこと、高い倫理観をもって行動し、公正かつ誠実な企業行動を行うよう経営理念、コーポレートビジョン、環境・社会貢献活動の方針を定めております。

当社は、責任ある企業活動を行い、社会・経済の発展に貢献することで、当社のステークホルダーの皆様に信頼されることが、価値あるビジネスを創造・継続する上で不可欠であると考えており、以下の取組みを継続して展開しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

- (1)環境マネジメントシステムISO14001取得(本社・大阪本部)
- (2)エコオフィスの推進
- (3)組織ごとの環境目標の設定
- (4)グリーン電力の活用
- (5)ダイバーシティ推進活動
 - ・障がい者向け人材育成支援の実施
 - ・ろう学校への出張授業
 - ・特別支援学校等へのPC寄贈
 - ・女性活躍推進
 - ・ワークライフバランス取組実施
 - ・外国籍労働者の雇用
 - ・シニア層の雇用
- (6)コールセンター等の地方都市での事業展開による全国での雇用創出

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ディスクロージャーポリシーを作成し、正確かつ公平、迅速な情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査する。取締役会には社外取締役も出席し、経営機能に対する監督強化を図る。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図る。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、情報管理規程、内部者取引管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行う。

これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長に直ちに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進部が担当する。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進部に報告される体制を構築する。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬制度を実施する。

取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。

取締役は執行役員の業務の執行状況を管理・監督する。

経営会議規程に基づいて意思決定を迅速に行えるようプロセスを簡素化して、重要な事項については代表取締役で構成される経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。

(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に徹底する。

また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

コンプライアンス推進部は、その担当部門長を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。

ヘルプライン等の設置により内部告発者から情報提供をしやすい環境を整備する。

(6)子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程に基づいて子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ定期的に報告する社内体制を整備する。

(7)子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）のリスク情報の有無を確認するために、子会社を担当する当社の各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要なリスク管理を行う。

子会社を担当する当社の各部門が、子会社における損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役へ報告する。

(8)子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に当該年次計画の作成を義務付け、予算配分等を定める。子会社の業績目標を明確化させ、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

(9)子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。当社の関係会社経営管理本部は、関係会社管理規程に基づき、内部監査室と協力して子会社の実地監査を行い、子会社を指導する。

当社が重要と判断する子会社においては、毎年、その取締役や従業員に対し、当社と同等のコンプライアンス研修を実施する。

(10)監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間および理由を勘案し、速やかに適任者を選任する。監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・監督のもと監査役の監査業務をサポートする。当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。

(11)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。

- ・取締役会決議事項、報告事項
- ・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
- ・重要な開示資料の内容
- ・重要な組織・人事異動
- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・内部監査室、コンプライアンス推進部の活動状況
- ・その他、重要な稟議・決裁事項

このほか、監査役が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告をする。

(12)当社グループの役職員が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の重大な違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う社内体制を整備する。

当社と主要子会社の常勤監査役で構成するグループ監査役会を定期的に開催し、監査業務の効率性および実効性を図るとともに、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理等について情報共有を図る。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(13)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(14)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(15)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

(16)適時適正開示を行うための体制

適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社グループでの開示情報のレポーティングラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本方針

当社は、当社および当社グループ各社が市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としております。

(2)整備状況

反社会的勢力との関係排除については、法令および企業倫理に則り対応することが極めて重要であるとの観点に立ち、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むことを「コンプライアンス行動指針」に定めており、同指針をイントラネットに掲載し、当社の役員・従業員に毎年学習させる等、周知・徹底をしており、反社会的勢力から何かしらのアプローチを受けた場合は、速やかに専門担当部署等に報告し、その指示に従うこととしております。また、当社は、反社会的勢力との関係排除に関して、契約書に暴力団排除条項を規定しており、万が一、取引先が暴力団関係者であることが判明した場合は、即時に契約解除する等、対応を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 あり

該当項目に関する補足説明

(1)基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する大量取得行為買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足していること、更新にあたり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/news/pdf/ir150515_2.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1)適時開示について

当社は、取締役会および経営会議などで決定した事項や各部署が把握した情報のうち、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要求される重要事実や、投資家の投資判断に影響を与えらると思われる情報について適時開示に努めております。

情報の収集については、経営管理本部、管理本部、人事本部、コンプライアンス推進部、経理財務本部、広報宣伝部がそれぞれ担当する業務分野に応じて対応し、必要に応じて関係部署と協議を行い、開示情報の担当部門が経営会議に諮り、決定され次第、速やかに開示するように努めております。

なお、情報取扱責任者は広報宣伝部長と定めておりますが、金融商品取引法および会社法等のチェックなど必要に応じて経理財務部長および管理本部長がサポートする体制としております。

また、インサイダー取引を未然に防ぐために「内部者取引管理規程」を定めて徹底し、内部情報を管理しております。

(2)資本政策の基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけております。

資本政策については、財務健全性、資本効率および株主還元の最適なバランスを追及し、企業価値を高めております。

配当政策については、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、株主の皆様に対する利益還元をはかることにより、もって当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

また、内部留保資金について、財務体質の強化をはかるとともに、新規事業開発・既存事業強化に活用し、当社サービスの拡大に対応すると同時にサービスの品質向上に努める考えであります。当社事業の拡大とサービスの付加価値を高め、利益を追求することにより、株主の期待に応えたいと考えております。

コーポレート・ガバナンス体制および適時開示体制の概要

